宮城県サポー トセンター - 支援事務所の活動

H23

岩沼市仮設住宅サポートセンター運営協定締結式

岩沼市仮設住宅サポートセンター開設

年

関係団体と調整を行っていた。 の介護職員派遣、福祉避難所設置や旅 災直後から重要な課題であり、避難所 体制について、かなり早い段階から国、 館等への二次避難等と並行し、見守り 対応が求められた。県では、避難所へ が必要な方々への支援については、発 認知症高齢者や障害者等、サポー 復興住宅の各段階で早急な

に仮設住宅サポー 宅を含め仮設住宅が広域に設置された きかけた。 9月には 「宮城県サポー い型支援となったことも、 者研修を開始した。また、民間賃貸住 スが多かったため、県は被災者自らを 介護・福祉の専門職の確保が難しいケー 修、市町村・運営団体の相談支援、連 ・支援事務所」を開設し、職員の研 国の通知を受け、 訪問等を基本とした寄り添 広域的な支援に乗り出した。 10月から被災者支援従事 トセンター設置を働 県は各市町 本県の特徴 トセ

H25

H29

R3

H27 H26

援団体間の調整機能を充実させていく。 さらに数年を経て、支援事務所は支

					\vdash												
3		3	3	10	10		4	10	9		7		5		4	3	月
	11	15	15				1		5	19	1	17	2	28	19	14	日
・宮成昊サポートセンター支援事务所を閉所	・「東日本大震災宮城県民100の提言―ともに生きる想いを紡ぐ言霊―」発行	・地域指袖マネシメント研究会拡大セミナー開催	・地域福祉マネジメント研究会拡大セミナー開催	・地域福祉マネージャーを探せ!プロジェクトの実施	●第一回地域福祉マネジメント研究会開催	・地域福祉コーディネーター養成研修検討会開催	・仙台市と山元町で県内初となる災害公営住宅入居開始	●宮城県サポートセンター支援事務所において「被災者支援従事者研修」を開始	●宮城県サポートセンター支援事務所を設置	●南三陸町が被災者生活支援サポートセンターを設置	●岩沼市が県内初の仮設住宅サポートセンターを設置	・県、市町村高齢者福祉担当課長による会議を開催	・平成23年度第1次補正予算が成立(介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し)	·応急仮設住宅第1次分完成·入居開始	て」の通知●厚生労働省から「応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置につい●の場合のである。	・社団法人プレハブ建築協会に対し応急仮設住宅の建設要請	主な県の対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・



応急仮設住宅での相談会

何が起こっていたのか

仮設住宅サポート拠点の設置

-成25年6月

サポートセンター開設の必要性

祉施設が甚大な被害を受け、多くの要介護高齢 の復旧」参照)。県は、被災した要介護高齢者に なった (詳細はテーマ「医療機関・社会福祉施設 者が一般の避難所で生活せざるを得ない状況と を行い、介護設備を備えた福祉避難所が開設さ 東日本大震災では、沿岸部を中心に高齢者福 内陸部や他県の福祉施設への入所調整

発災後の早い段階でサポ 護者が、避難所から仮設住宅に転居する際のサ 協議が行われていた。特に阪神・淡路大震災や 新潟県中越地震の教訓から、 と指摘された。 こうした動きと並行して、高齢者を含む要介 ト体制について、国や県、関係団体の間で ート拠点が必要である 仮設住宅において

の設置について」の通知があった。本通知では、設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等 高齢者等のサポー 平成23年4月19日、厚生労働省から「応急仮 ト拠点に必要と考えられる機

- 総合相談機能(ライフサポー SA〉の配置等) トアドバイザー
- 居宅サービス等(居宅介護支援、訪問介護、 問看護、診療機能等)

訪

配食サービス等の生活支援サービス・ボラン

高齢者、 障害者や子どもたちが集う地域交流

金の「地域支え合い体制づくり事業」分を積み増 度化されていた介護基盤緊急整備等臨時特例基 しすることが示された。 が挙げられ、 その財源として、 発災前から制

は職員自身が被災する等マンパワー不足に陥っ 討を行える状況にはなかった。 点整備促進の働きかけを行ったが、 ており、サポー この通知を受け、県は市町に対し、 ト拠点の開設や支援メニューの検 沿岸市町で

長寿社会政策課職員

所はとりあえず大丈夫だけど、次の段階に移ただいていましたが、その方々が『今、避難 影響のある行動が出てきましたので、そうい って、 況の把握をしていましたが、 目の前の仕事に手いっぱいで、なかなか手を 発災直後から長寿社会政策課に応援にきてい うところを支援しなくてはいけないと感じて つけられない状況でした」 そうなんだな』と思いつつも、 ました。皆さんの頭の中には既に問題意識と 必要があります』と我々に助言してください ったときにどうサポー 験してきた他の県の方々、特に兵庫県の方に いました。国やこれまでいろいろな災害を経 してあって、先が見えていたんですね。 「発災直後から、被災した高齢者や施設の状 やはり認知症のある方などの、周りに トしていくか検討する 1週間くらいた

4月19日に厚労省からサポ という通知が出ており

> でした」 ながら、正式に出たのが4月19日ということ 前段からいろいろ厚労省の方とやり取りをし す。通知が出てスター トというよりは、その

業に着手できたかもしれないという思いはあ作り、丁寧に説得できれば、もう少し早く事 で社協などへの委託契約や補助要綱の例文を れ以上無理は言えませんでした。我々県の方 あるな』ということが分かりましたので、そ目にすると、『これはお願いするには無理が はもらえませんでした。市町職員の多忙さを です』とお伝えしても、 活動をしてもい すので、見守り活動をしてもいいし、サロン で手いっぱいで、 ん』という答えでした。『県でお金を出しま 『仮設住宅の場所を確保して造成すること 設置のお願いをしました。市町としては、 「沿岸部の市町に伺って、サポー ムがイメージしにくかったのか、良い返事 し、支援メニューはそちらで決めて結構 とてもそこまではできませ し、デイサービスをしても 市町として事業スキ セン

広域支援拠点として

サポートセンター支援事務所の開設仮設住宅サポートセンターと宮城県

宅サポー サポー らボランティア支援者が入っており、そのまま ンターに近接して建設されたこと、被災直後か 至った背景として、全ての仮設住宅が市保健セ 平成23年7月1日、岩沼市で県内初の仮設住 センタースタッフとして継続されたこ トセンターが開設された。早期開設に

> 災者の収入確保、両方を実現する独自の取組を 活支援員として雇用することで、 陸町は緊急雇用創出事業を活用し、被災者を生 で被災者生活支援センターが開設された。南三 と等があった。また、7月19日には、南三陸町 人員確保と被

行った。

年内に開設が予定されていた市町の49サポ 運営や支援メニューの設定、支援人材の育成等 町では、職員が災害対応業務に忙殺されている 年9月5日、宮城県サポー センターを広域的に後方支援するため、平成23 状況に変わりはなく、今後のサポートセンター トセンターが徐々に開設されたものの、被災市 への対応が困難となることが想定された。県は、 その後、 トセンター支援事務 も仮設住宅サポ

宮城県サポー トセンター支援事務所の概要

●運営形態

- ・宮城県社会福祉士会に委託
- 協会、仙台弁護士会、NPO法人CLC、 運営協力団体として、 イルドライン、宮城県社会福祉協議会等 PO法人ワンファミリ 宮城県ケアマネジャ -仙台、NPO法人チャ
- ●主な活動内容
- 等の相談、支援 市町村及び市町村サポー 日間〉、専門研修〈各1日〉、個別依頼への対応等) ・センター職員等の研修(基礎研修〈3 トセンター運営団体
- 市町村、協力団体、支援団体との連絡調整

市町村と支援団体とのマッチング、

コーデ

₩ 長寿社会政策課職員

「平時であれば、自治上の仕組みから言って、

出典: 東日本大震災の被災状況と被災地の地域包括ケアについて(宮城県保健福祉部長寿社会政策課

福祉士会、県ケアマネ協会、厚生労働省、

務所の開設に当たっては、

L C N P

〇法人全国コミュニティライフサ

援課などと詰めていきました。サポ

社会福祉課、障害福祉課、子育て支

せを始め、

関係機関や庁内関係課

長寿

をどのように運営していくか、

関係者で打合

「6月末から、サポ

トセンタ

支援事

✔ 宮城県サポートセンター支援事務所職員

保が非常に難しかったことです。 被災者支援を行う職員の確保、 営に大きく影響しました。 難生活が長期化している、ということが挙げ 大規模かつ広域だったということ、そして避 て採用したかったのですが、それが難しかっ られます。 「東日本大震災の大きな特徴として、 福祉や介護の経験がある方を支援員とし そのことがサポー ということが挙げ 一番大きな問題は スタッフの確 トセンタ 本来であれ 被害が 一運

> たため、 越地震モデルと大きく違うところです。 国が参考として勧めていた新潟県 地域住民自身が支援員になりま

> > 3

基本的に住民の見守りやケアは市町村の仕事

実は岩手県もそうだったんですが、

ただ、こういう非常時の場合、

他

います」 届けたりという『寄り添い型支援』 ではなくて、 市外にみなし仮設もありましたから、 ました。『困った人は相談にきてください』 いという状況だったことも過去の災害と違い 方々をアウト さらに広域で仮設住宅が設置されて、 ったのが、 チ型で様々な相談に応じたり、 宮城県の大きな特徴だったと思 支援員が出向いて行って、 ーチで支えなければいけな になって そう

ていて大変だということは分かっていました

被災者への目の届き方はやはり県より

みどころでした。

市町村が様々な業務を抱え

っている例もありましたので、

市町村に県営のサポ

トセンタ

そこは悩

とにかく話を聞く支援員の声を聞く

事務所として支えるという形にしました」

広域自治体である県がサポー

トセンタ

い復興支援を考えると、

県ではなく市 し、これから先の長

トセンタ

という組織を作り、

それを

町村の方が細かいです

傾聴業務の実施と被災者支援従事者研修 成24年度

県は、 に任されていたため、仮設住宅で被災者が受け 徴があった。生活支援員は地域住民だけでなく、 サポ 域住民が支援員となり、アウ 10月から、CLCに委託し、 修を受講した後に、各市町のサポ 助という福祉の仕事は初めてであったことから、 る支援が異なるものになることが危惧されて 厚生労働省の事業によって採用される場合もあ た寄り添い型見守り支援を行い、それを宮城県 へ配置することが望ましいと判断し、平成23年 宮城県の仮設住宅における被災者支援は、 また、 その研修は、研修を受託した法人の独自性 生活支援員が基本的な活動指針を学ぶ研 センター支援事務所が支えるという特 多くの生活支援員にとって、 チを基本と. 地

立場から県に提案をしてくださって、 御尽力いただきました。皆さんがそれぞれの ることができました」 トセンター)など、様々な機関の方々に

緒に考えていきました」 た言葉を聞いて、泣きながら事務所に戻って自分も死んでしまえば良かったのに』といっ 生き残ってしまったんだろう』『あのときに 葉をかけたらいいのか、支援員さんたちが健 さんの話を聞いたときに、 くることもあったようです。そういう支援員 したらい **らいいのか、支援事務所スタッフで一気持ちを保って活動していくためにど** 我々はどういう言 は、 A

そうした悩みを「傾聴」することが、サポ・ の多くが慣れない業務ゆえの悩みを抱えてお

- 支援事務所の重要な役割の一つとなった。

トセンター支援事務所職員 トセンターの支援員の皆さん

また、実際に支援の現場に入った生活支援員

ある意味、

混乱して当然という部分があった

自分たちが支援する対象となる

も被災した当事者の方が多かったです

から、

康で、

被災者の方々は、 と思います。

同じく被災された、

れば、『仲間』なんです。そう

いう

中で支 いって

にあるのかというのを訪問して傾聴する、

ですから最初は、とにかくどういう状況

していくのはすごく難しかったと思いま

いうことが私たち支援事務所の大きなミッシ

いただくことで、何に困っていて、ンでした。とにかくお話を聞く。セ

お話をし

いただくことで、

いのかを整理していただくということ

んが一 ログラムを組んで対応したりサポートセンターだけのオリ 気付いたら『こういうことが一緒にできると が出向いて行って、傾聴して、『そうか、 会いの場でした。 こが悩みの根本だったのかな』 って対応していかなければいけません。 野部の課題がありますので、そこは個別に伺 しました。大きな勉強会だけでなく、 「被災者支援従事者研修は、 つの場に集まって研修する、 沿岸部には沿岸部の、 しれませんね』という提案をしたり 各地域には個別の課題があ 各地の支援員さ ということに 平野部には平 大きな出 我々

身近なものに弁護士による相談を

そCLCの研修の役割はすごく大きかったと

こちで聞かれました。そういう状況だからこ

福祉の専門職から『素人』

『素人に何ができるんだ』という言葉があち倫社の専門職から『素人』と揶揄されまして、「支援員になった地域住民の方々は、介護や

平成26年度(

「サポ弁」の開設

プと協働で、 るものがあった。そのため、宮城県サポ の中には制度や法律等専門的な知識を必要とす の生活再建に係る様々な相談を受けてい 各市町のサポ -支援事務所は、仙台弁護士会の有志グル・ 被災者と日常的に接して トセンター支援員は、被災者 いる支援

が分かるの?あなたには話をしません』とか

ったことを言われることも日常茶飯事

くならなかったでしょ』とか、

いでしょ』とか

『お宅は誰も家族が亡

『あなたに何

の所は家が1階までしか被災しなかったから

「支援員さんが活動しているときに

『あなた

て上げる』という強い気持ちで研修に取り組

八とは言わせない。この人たちを絶対に育います。講師陣も気概を持って、『絶対に

んでいただきました」

被災者と法律の専門家の間に支援員が入ること 被災者にとって法律相談がより 身近なも

宮城県サポ トセンター支援事務所職員

ことをさせていただきました」聞いて、他の関係機関につないだり、 事務所にファクシミリもしくは電話で相談す ると、その日のうちに弁護士さんから連絡が 者の相談内容を受けて、支援員さんが弁護士 料で受けるという仕組みを作りました。 いただいて、支援者からの相談を弁護いただいて、『サポ弁』というチームを たので、仙台弁護士会の有志の方々に御協力 れども弁護士につながらない状況が見えてき た。 は、が、 でも被災者向けの相談会を開催していま とは早い段階から連携して、弁護士会の の専門家に関わってもらわない 「支援員さんが被災者から受けた相談の中に いものが多数ありました。 被災者がいろいろな悩みを抱えているけすごくハードルが高いことが分かりまし 弁護士さんに被災者が直接相談をするに 土地や借金の問題、 必要であれば弁護士と一緒に話を 相続関係など、 仙台弁護士会 ٤ ムを作って

将来の地域福祉に生かす被災者支援の経験を

地域福祉マネジメント研究会の立ち上げ

を持つ支援員へとスキルを向上させた。 県サポ くの支援員が被災者支援の経験を積み、 市町村の仮設住宅サポー センターでは、 専門性 多

> 証 協議会、社会福祉法人、NPO団体等、 者を委員として招聘し、宮城県の地域福祉を検 地域福祉の担い手となるメンバー 会」を立ち上げた。研究会は、市町村社会福祉 め 後の地域福祉に活用していく方法を検討するた 展望する機会とした。 平成26年10月、「地域福祉マネジメント研究 を中心に有識 今後の

宮城県サポ トセンター支援事務所職員

会を立ち上げました。県、 筋を探るために、 がありました。 皆さんが支援員を辞めた際に、 平成26年に進んでいきました。その一方で、 仕事をしたことがない』と言っていた女性た の当事者から当事者性を持った支援者に変化 を受けたりして、 支援員さんたちは、 支援員の てセミプロ化していくプロセスが、 ちが、生活者としての視点を持つ支援者とし ら開催しました。各地のサポー していきました。『今までボールペン持って 「地域福祉マネジメント研究会を平成26年 員として活躍する場があるのかという問題 トセンター を受託している社会福祉協議会 フクラス、 地域福祉の在り方や将来の道 地域福祉マネジメント研究 どんどん力をつけて、 現場でチーフの方から指導 悩みながらも、 さらに有識者の 支援事務所、 地域づくりの トセンタ 研修の機 平成25年、 災害



「東日木大震災 宮城県民 100の提言 表紙

被災者支援

べきか、 くか、 御参加を頂いて、被災者支援の経験を積んだ 様々な事例を参考にしながら検討を進 どのように地域福祉を推進していく 核となるマネジャーをどう育ててい

誤の連続でしたが、現場の方々とそれを支援 間で閉鎖されることは分かっていました。10 る地域福祉のサポートセンターみたいな存在町村を越えた、圏域でコーディネートができ 各地域でマネジメントの視点をもって活躍し う生かしていくかを議論する場になりました。 はいけないという思いがありました。 年で終了したら『はい、終わりです』にして るのであればどのように継続して担ってもら ていただく方をどう養成していくか、 した我々が得た経験を、次の10年、20年にど んうまくいったことばかりではなく、 かを検討しました。宮城県サポ 支援事務所的なものの平時版、そういう市 き続き必要なのではないかという議論も -支援事務所が10年 試行錯 -センタ 既にい もちろ

第三者機関としての役割

成27年度~現在

関係機関、団体の調整業務

型があり、構造としては、被災者支援を行う支 援員、支援員からの情報を整理し、より効果的 福祉協議会やNPO法人等への委託、 て支援を行うためには調整機能が不可欠である 営されるケースが多かった。それぞれが連携し 理する市町の管理課と保健師、といった形で運 な支援につなげるコーディネーター 市町サポー センターの運営は、直営、社会 全体を管 その中間

> 支援事務所は各種調整会議等に第三者の立場で が増えてきた。こうした中、県サポ・ が、発災から4年目に入った頃から、支援に入っ を円滑に進める調整機能を担うこととした。 ていた様々な団体間の調整が難しくなるケース この頃から災害公営住宅への転居が開 ファシリテーターを担当する等、 ートセンター 支援

するケ があった。サポー 能を災害公営住宅にも適用するのかという課題 始され、仮設住宅におけるサポー て支援に当たるケース、平時の支援制度を活用 また、 ース等、 各市町で工夫を行い、取組を継 トセンタースタッフが継続し トセンター機

宮城県サポ トセンター支援事務所職員

ている会議は少なかったと思います。そうしかといった最終的な目標を共有しながら進め どう行われているかは共有されるんですけど、 議が設置されていましたが、 縦割り構造の中で難しいところがありました に、いろんな担い手をつないで調整する役割起きていました。本来であれば、市町や行政 が脆弱になっていることが分かりました。こ4年目以降くらいから、それぞれの調整機能 方などいろんな方がいらっしゃるんですけど、 人たち、 被災者がどのように生活を取り戻していくの Ļ が期待されていたと思うんですけど、行政の 0) た会議の場に、支援事務所がファシリ なぎをする役割を求められていると思いまし たいと思って参加してくれるボランティアの 「同じ市町内で活動している様々な担い手の 人とあの人が言っていることが全然違うと 誤解されて伝わっているといったことが 市町ごとに情報共有会議や被災者連絡会 やはり第三者である支援事務所が、横つ NPOや企業や大学生など、 目の前の業務が 何かし

> が増えてきました」 どう移行していくかということを考えること つかその日はやってくるし、平時の仕組みに 復興財源が10年でなくなるということを伝え て、それを課題解決の提案という形で返して なって、皆さんしがらみがあって直接言えな れぞれの役割と目標を確認していきました」 ん目の前のことを一生懸命やっていますから、 いことを一旦支援事務所にぶつけていただい 「いわば支援事務所がボールをぶつける壁に くようにしました。支援の現場では、皆さ 進行役として参加することで少しずつそ 先のことは考えられないです。 でもい

時の暮らしになるので、そこからはサポートうでしたが、災害公営住宅に入居したら、平「阪神・淡路大震災も、新潟県中越地震もそ 職として派遣して、 た方を生活支援コーディネーターという専門 を使って、仮設住宅の支援員からスター 支援は別の組織に委託をするところもありま 行うところもありましたし、災害公営住宅の 同じスタッフが公営住宅に移った方の支援も が長かった市町は、その支援も継続しながら、 が出てきました。仮設住宅が残っている期間 ミュニティ形成の問題や高齢者の孤立化問題 した。ところが、災害公営住宅に移ると、コしないという考えが国の方から示されていま した。南三陸町では、生活支援体制整備事業** 地域づくりを推進してい

| 平成27年度の介護保険制度改正

学んだこと 災害対応の経験から

震災前からの活動がベースになった

₹ 長寿社会政策課職員

の仕組みが、災害時には特に必要と思いま クション(今回の場合は次長職)、なんらかの組織立ての中で、トータルに見るようなセ の組織立ての中で、ト また、高齢者、子ども、障害者という属性別 分できていなかったという反省があります。 するかということに関しては、行政の中で十 や組織に知見を蓄積し、うまく回る仕組みに 福祉の知見を継承するということ、 祉専門職がいましたが、今は一般の行政職が、 方はどうだったかと言えば、数十 に関わっていたので、震災前からの活動をベ できていました。支援事務所立ち上げのキ していたので、様々な課題に取り組む体制が 一定の異動の周期で福祉を担当しています。 「宮城県の場合、 スにすることができました。 ーソンとなった方々も、そのNPO法人 〇法人が震災前から熱心に活動を 障害者 高齢者福祉に関 年前には福 いかに人

単年度契約の弊害

ないかもしれないんじゃ、別の仕事を探り障害になったと思います。『1年しか」 すよ』とかですね。我々としては『来年もな センターで人材を募集する際に、そこはかな という不安定な契約でした。 「支援員の方々は単年度雇用を毎年更新する 長寿社会政策課職員 現場のサポ 『1年しかでき

でも残っていただきたい気持ちはありましたキャリアを積んでいただきたい方には、何年 んとか予算とりますから』としか言えません 申し訳ない気持ちがありました」 予算や制度がこうなっているということ

多様な支援ニーズに応える

長寿社会政策課職員

た については担当課に話をつなぐようにしまし しまいにならないように、高齢者以外の課題ではありません。我々が話を聞いてそこでお が、 者を対象として政策を行う課です。 線だけだと解決できないことが多くありまし る。そういうニーズは、長寿社会政策課の目 はないんです。若くても体が不自由な人も 「長寿社会政策課はその名のとおり、 被災者は当然のことながら高齢者だけで 市町サポー 出てくる支援ニーズは高齢者の話だけ トセンターとの定期的な会議 ところ 高齢

県が支援機関を設置したことの意義

✔ 宮城県サポートセンター支援事務所職員

取組を共有することで、現在の事業の進捗状 隣の市町の状況さえ把握していないこともあ 災市町は、それぞれの被災者支援事業や復興 の機関が存在する意義を感じました。外に出てみていから応援に行きました。外に出てみていから応援に行きました。外に出てみていからがある。 城県の経験が少しでもお役に立てればとの思 況が確認でき、先の道筋を見据えるための後 に向けた取組を行うことで精いっぱいでした 「熊本地震や西日本豪雨が発生した際に、 しになります。 から応援に行きました。外に出てみて、 ました。県の機関が他市町や被災先進地の 市町村をまたいで、 あるい 各被

> 的な支援機関ができたことは非常に有意義だ でサポ と思います。 のでその是非は言えませんが、宮城県に広域 宮城県だけです。各県で支援スキ の機関の必要性を感じました。被災3県の中 められました。少し俯瞰した立場で関わる県 ある関係者間の仲介役を担うような役割も求 ったと思います」 きこそ、全体を俯瞰できる県の機関の出番だ トセンタ また、第三者としてしがらみの -支援事務所ができたのは ームが違う

話をすることで気持ちの整理ができる

宮城県サポートセンター支援事務所職員

得できました』とおっしゃいました。その言こで話をすることで、自分はこれでいいと納 したが、 葉は私にとって最大級の賛辞でした。私自身 けれど、話しやすい環境を作ってくれて、そ プセッションが終わった後に、ある支援員さ ったと思うことができましたし、その後の活 もこれまでやってきた傾聴が間違っていなか んが駐車場に向かう私のことを追いかけてき 『あなたは何かを教えてくれたわけではない 「支援員さんたちの思いをお聞きするグル チョコレートを私に手渡してくれて、 何かクレームを言われると思いま してくれる言葉になりました」

答えは個人と地域の中にある

宮城県サポー -トセンター支援事務所職員

地域の中に答えが見つかることを支援者が信を抱えている被災者個人、その方々が暮らす 外から答えがもたらされるのではなく、悩み や地域の中にしか答えはないということです。 んと接してきた中で感じたのは、被災者自身 「多くの被災者やそれを支える支援員の皆さ

> や地域づくりというフェーズになっています現在は、被災者支援ではなく、地域共生社会 を信じて、それを仲間たちと共に引き出して が、個人と地域の中に答えがあるということ じなければ、物事は先に進まないと思います いくことを続けていきたいと思います」

> > B

←ウェブサイトでも

御覧いただけます

向けた取組等 今後の災害対応に

後輩たちへのメッセージ

後も被災地における地域づくりを支援していく。 う、 ビス開発支援事業における市町村支援やアドバ で、 じた地域づくりにより、 そこで得た経験と知見は、それぞれの特性に応 支援や被災者に寄り添った心のサポー 業等を通して、被災地でのコミュニティの形成 イザー派遣事業の中へ組み込む形で継承し、 を行い、被災地での地域づくりを実施してきた。 長寿社会政策課では、県サポー 県が市町村をバックアップする生活支援サー 自分らしい暮らしを続けることができるよ 住民が住み慣れた地域 トセンター事 ト支援等 今

記録誌等

・宮城県サポートセンター支援事務所) ・宮城県サポートセンター支援事務所10年の報告書・宮城県サポートセンター支援事務所10年の報告書24年12月) ・東日本大震災~保健福祉部保健福祉総務課・平成・東日本大震災~保健福祉部災害対応・支援活動の

